

選択的夫婦別姓

弁護士 矢崎暁子

ソフトウェア開発会社「サイボウズ」の社長が、日本人同士の結婚では夫婦別姓を選択できない戸籍法が「法の下での平等」を定めた憲法に反するとして、国家賠償請求訴訟を起こしました。民法での夫婦同姓の強制については

2015年に最高裁で合憲判決が出てしまいました。が、今回は戸籍法の違憲性を争う訴訟ということので、注目されます。

姓を変えると、身分証明書、名刺、通帳など何から何まで変更手続が必要となり、お金も手間もかかりますし、旧姓を通称として

使うと身分証明が困難になります。現在の制度では、婚姻するとどちらかが必ずそのデメリットを被らなければなりません。「同姓にしてもいいし別姓でもいい」という「選択的夫婦別姓制度」が提案されています。私は大賛成です。



■名古屋北法律事務所 ちくさ事務所

名古屋市中種区池下一丁目6番20号

チサンマンション池下306

(池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分)